

じょうれい こうせい
条例の構成について

じょうれい
1 条例について

ほうりつ くにぜんたい てきよう こくみんぜんたい こうりよく も じょうれい
「法律」は、国全体に適用され、国民全体に効力を持つが、「条例」は、
ぎかい ぎけつ せいてい じちたい くいきない こうりよく はつする じちりっぽう
議会の議決により制定され、その自治体の区域内で効力を発する自治立法である。

じょうれい せいてい ばあい
条例を制定する場合、

- けんぽう ていしよく
・憲法に抵触しないこと
- ほうれい はんい
・法令の範囲内であること
- とうがいじちたい じむ かんする
・当該自治体の事務に関するものであること

いじょう てん すべてみたさなければ
以上3点を全て満たさなければならない。

じょうれい しゅるい ほうれい もとづく じむてつづき さだめるじょうれい じちたい きほん
条例の種類には、法令に基づく事務手続きを定める条例や、自治体の基本
ほうしん ほうこうせい しめすじょうれい
方針や方向性を示す条例などがある。

しゅわげんごじょうれい しょう しゃこみゆにけーしょんじょうれい めざす
2 手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例が目指すもの

しみん しょう うむ そうご じんかく こせい そんちよう
(1)すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあ
きょうせい しゃかい じつげん めざす
いながら共生する社会の実現を目指す。

しゅわ どくじ たいけい ゆうするひおんせいげんご しゅわ げんご
(2)手話は、独自の体系を有する非音声言語であり、「手話は言語である」という
にんしき しゅわ りかいそくしん はかる
認識のもと、手話への理解促進を図る。

しょう かた しょう ていど とくせい おうじたこみゆにけーしょん
(3)障がいのある方がその障がいの程度や特性に応じたコミュニケーションの
ほうほう じょうほうしゅとく こみゆにけーしょん そくしん はかる
方法による情報取得やコミュニケーションの促進を図る。

3 条例の形態について

たとし しゅわげんごじょうれい しょう しゃこみゆにけーしょんじょうれい
他都市では、手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例について、
べっこ せいてい じちたい ひとつ じょうれい りょうほう ようそ ふくめてせいてい
それぞれ別個に制定している自治体と、一つの条例に両方の要素を含めて制定
じちたい
している自治体がある。

じちたい ちいきせい ふまえてせいてい
それぞれの自治体が、地域性を踏まえて制定している。

げんじてん しゅわげんごじょうれい せいてい しょう しゃこみゆにけーしょん
なお、現時点では、手話言語条例のみ制定し、障がい者コミュニケーション
じょうれい みせいてい じちたい かずおおく
条例は、未制定という自治体も数多くある。

こべつがた しゅわげんご しょう しゃこみゆにけーしょん べっこ じょうれいか
(1) 個別型：手話言語と障がい者コミュニケーションを別個に条例化したもの
れい ほっかいどう さつぼろし おたるし
例) 北海道，札幌市，小樽市など

いったいがた しゅわげんご しょう しゃこみゆにけーしょん あわせてじょうれいか
(2) 一体型：手話言語と障がい者コミュニケーションを合わせて条例化した
もの

れい あきたけん ぎふけん どうない じれい
例) 秋田県，岐阜県など ※道内には事例なし